

新型コロナウイルス関係 4.3①

令和2年4月3日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。

こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

釜 菫



新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部(局)宛に事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて」が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

いわゆる巡回診療については、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解されておりますが、本事務連絡では、今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため巡回診療を行う場合は厚生労働省通知「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(現行通知は平成24年10月5日付日医発第664号(地I130)の文書を以て貴会に送付済み)で定める「医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化を図ることが適当であると考えられる」場合に該当するため、同通知に沿い、取り扱って差し支えないこととするものであります。

すなわち、巡回診療が病院又は診療所の事業として当該都道府県内で行われる場合には、新たに診療所開設の手続を要しないものとされます。また、巡回診療計画の事後的な提出についても示しております(その他、同通知中、特に第一2及び第二2を参照)。